福井県「核燃料税」の新設（更新）について

１．新設（更新）の理由　［福井県協議書より抜粋］

原子力発電所が集中立地する本県は、原子力発電所の立地に関し我が国の中でも先駆的な役割を果たし、半世紀にわたり立地地域として様々な課題に向き合いながら国のエネルギー政策に協力するとともに、発電量のほとんどを県外に送電し、関西地域の経済発展にも貢献してまいりました。

昭和５１年１１月、本県は、全国に先駆けて法定外普通税である核燃料税を創設し、時代とともにその時々の課題に対応し制度を見直しながら、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定対策、企業安定対策、共生促進対策等の諸施策に役立ててまいりました。

第7次エネルギー基本計画においては、DXやGXの進展に伴い電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素効果の高い原子力についても最大限活用するという方向性が示され、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくこととされました。

このように原子力の重要性が一層高まる中、昨今の資材費や労務単価の高騰による事業費の増大に加え、一層の県民理解を促し持続可能な立地地域を創るための人口減少対策等や、交流人口の増加に伴う産業振興や安全安心のための避難道・避難施設等インフラ整備・維持の財政需要が増大しております。

こうしたことから、原子力発電所立地に伴うこれらの財政需要に対応するため、価額割、出力割、搬出促進割全ての税率を引き上げることとします。

なお、搬出促進割については、使用済燃料の県外搬出が実現していない中、さらに県外搬出を促すため、引上げ幅を前回と同額に設定しております。

現行の核燃料税条例は、令和８年１１月９日を以って課税期間が終了しますが、現下の状況を考慮すると、引き続き、自主財源である核燃料税は重要であり、政策課題に対応するとともに、増大する原子力発電所の立地に伴う財政需要に応えていくことが必要です。

以上のことから、核燃料税条例の適用期間を５年間延長し、税率を引き上げるものです。

２．概要　［福井県協議書より］

課税団体	福井県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③搬出促進割：発電用原子炉施設に５年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者 ※関西電力(株)、日本原子力発電(株)、日本原子力研究開発機構
税率	①価額割：100分の9.0 ②出力割：65,000円／千ｋW／１課税期間（３ヶ月） （ただし、廃止措置中は２分の１） ③搬出促進割：500円／ｋｇ／１課税期間（３ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約192億円
課税免除等	―
徴税費用見込額	―
課税を行う期間	条例施行日から５年間 （令和８年11月10日～令和13年11月９日） ※条例施行後５年を経過したときは、その効力を失う

３．同意要件との関係

福井県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条　総務大臣は、第259条第１項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一　国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二　地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三　前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

①　課税標準

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している福井県核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は、価額割は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、出力割は「発電用原子炉の熱出力」、搬出促進割は「発電用原子炉施設に５年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものは認められない。

②　住民の負担

以下の点を考慮すると住民の負担が著しく過重とまではいえないと考えられる。

- 特定納税義務者である関西電力(株)は、令和７年度の年間売上高が４兆566億円、また、もう一者の日本原子力発電（株）は、同年度年間売上高が1,155億円の企業であり、本税による負担（平年度）は関西電力(株)が約166億円／年、日本原子力発電（株）が約22億円／年であること。
- 仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、福井県の試算によると、標準家庭１世帯で41.4円／月程度であること。
- 特定納税義務者である関西電力（株）、日本原子力発電（株）から条例に異議がない旨の意見書が福井県議会に提出されていること。

上記のことを考慮すると、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

福井県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

福井県は原子力発電所立地地域として、福井県核燃料税の税収も活用しつつ、原子力発電所の放射能監視、緊急医療施設等の管理、災害時における避難路等の整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、福井県核燃料税は、安全性の確保や地域との共生を図る国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「１及び２に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。